

社会保障推進千葉県協議会の藤田です。若いころからの私の友人でもある天海正克さん。障害者の生活と権利を守る千葉県連絡協議会の事務局長として、障害者施策の改善めざして奮闘する天海さんの姿にいつも励まされています。

今から 9 年前、2014 年 7 月 13 日に満 65 歳になった天海さんに対し、千葉市は介護保険の申請をするように迫りました。障害者総合支援法の「介護保険優先原則」があるからです。

天海さんは、日常生活・社会生活の支援により、社会参加の機会の確保を目的とする「障害者福祉」と、加齢に伴い要介護状態となった高齢者の日常生活を支援する「介護保険」には違いがあること、また介護保険を利用すると 15,000 円の自己負担が生じることを理由に介護保険申請を断りました。

8 月から全ての介護サービスが打ち切られ、全額自己負担となり、月 14 万円もの利用料がかかりました。天海さんはこうした行政処分は障害のある人の生活保障や生存権保障責任の放棄であるとして 2015 年 11 月に千葉地方裁判所に提訴しました。そして 2023 年 3 月、東京高等裁判所(以下、東京高裁)で逆転勝訴を勝ち取ることができました。しかし、千葉市はこの判決を不服とし、最高裁判所にその是非を問うています。

東京高裁は、障害者総合支援法 7 条で「介護保険優先原則」が定められているため、市町村はこれに従わなくてはならないのは事実であるとしながらも、65 歳以前に生活保護境界層措置の対象となり、ホームヘルプを利用してきた障害者と非課税世帯の障害者が介護保険に移行した場合には、住民間に制度間の不均衡が生じることを指摘しました。そして、この矛盾を知りつつ、すべて障害福祉サービスを打ち切り、天海さんの生活と生存権を脅かした千葉市の処分は違法であるという判決をくだしました。

この判決は、天海さんに対する自治体の人権保障の責務を明確化したものと言えます。

天海正克さんの人権保障を遵守した東京高裁の判決を尊重し、最高裁においても公正な判断をしてください。

「日本国憲法・障がい者権利条約のどこにも年齢制限はありません」

障害者がどこに住み、どんな生活を送るかは障害者自身が決定することです。要介護認定調査への申請をしないことを理由に、介護保険の対象になった障害者の福祉サービスをすべて打ち切ることが許されるのでしょうか。

自治体が障害者の生存権保障を放棄してよいのでしょうか。

障害者が自立した社会参加を望むのであれば、障害福祉サービスの給付を継続すべきで、65 歳になったからといって、障害者福祉給付を打ち切ることは許されないことです。

障害者の尊厳が守られ、人権が保障されるような判決を下さるよう心から期待します。

I,市町村で実施していただきたい事項
【障害者福祉】2

2023年社保キャンペーンアンケートより①

No.	市町村名	28. 65歳を迎えた障害者について一律に介護保険優先とせず、障害福祉サービスを継続して利用できるようにして下さい。			コメント 40
		実施した 実施する	検討する	しない	
1	千葉市			○	障害者総合支援法では、原則介護保険優先とされています。
2	銚子市			○	社会保障制度の原則である保険優先の考えの下、原則介護保険優先となります。ただし、障害福祉サービス固有のサービスと認められるものを利用する場合は、障害福祉サービスの利用が可能です。
3	市川市	○			個別の状況を踏まえ支給決定しています。
4	船橋市	○			65歳以降も必要とする方には、障害福祉サービスが継続して利用できております。
5	館山市	○			利用者の状況に応じ、聴き取り等を行い、状況を把握した上で障害福祉サービスの継続利用を検討している。
6	木更津市			○	社会保障制度の原則である介護保険サービス優先の考えの下、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより必要な支援を受けることが可能な場合には、障害福祉サービスの継続利用はできない。
7	松戸市			○	個別に対応しており、一律介護優先にはしていない。
8	野田市	○			対象者の利用意向を把握し、介護保険サービスでは提供できない場合や障害福祉サービスと比較し極端にサービスが不足することがないように個々の状況に応じて対応しております。
9	茂原市	○			個別のケースに応じて適切に支給決定をしております。
10	成田市			○	介護保険にはないサービスや介護保険の上限以上のサービスが必要とされる場合は、個別のニーズ等を勘案して、障害福祉サービスを継続利用できることとしています。
11	佐倉市			○	
12	東金市	○			介護保険法の給付を優先とした上で、障がい者の状況に応じて、必要な障害福祉サービスを提供しています。
13	旭市			○	国の動向を注視する。
14	習志野市	○			
15	柏市			○	法に基づく原則として、介護保険を優先する(介護保険にない同行援護、訓練系サービス、移動支援以外)こととしていますが、個々のケースの状況に対応しています。
16	勝浦市			○	
17	市原市	○			原則として介護保険サービスが優先されますが、やむを得ない理由により障害福祉サービスの継続利用を認める場合があります。
18	流山市			○	介護保険優先ではありますが、利用者の状況を見ながら対応しています。
19	八千代市	○			65歳を迎えた障害者が介護保険と同等のサービスを利用する場合には、原則として介護保険優先となりますが、一律に移行するのではなく、障害の特性に応じて障害福祉サービスが必要な方については、継続して利用いただいています。今後も一律に介護保険優先とせず、実施していきます。
20	我孫子市	○			一律に介護保険優先とせず、介護保険サービスにはない障害特有のサービスを利用する場合等には、障害福祉サービスを継続して利用できるよう対応しています。
21	鴨川市	○			サービス利用者の状況を個別にアセスメントし、介護保険サービスでは十分でない等の状況がある場合には、障害福祉サービスをりようできるようにしている
22	鎌ヶ谷市		○		ケースの状況やサービスの内容により検討します。
23	君津市			○	国の制度に準じて行っています。
24	富津市			○	国の通知文に沿った基準で対応するため。
25	浦安市		○		国の通知等を確認しながら行っています。
26	四街道市	○			当市においては必要に応じて、また障害特有の制度は、障害福祉サービスの継続利用を実施しています。
27	袖ヶ浦市			○	一律に介護保険サービスを優先せず、必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能かを判断しています。
28	八街市			○	介護保険の申請手続きをいただき、非該当であれば、障害サービスの利用を可能としている。また、障害特有のサービスは継続利用を可能としている。
29	印西市			○	障害者総合支援法に基づいて実施しているため。
30	白井市			○	平成30年度の税制改正で、介護保険移行者への負担軽減措置や通い入れた事業所の継続利用をしやすくなる施策が導入されています。
31	富里市	○			
32	南房総市	○			利用者の状況に応じ、利用者の意向を把握したうえで個別に判断し、引き続き障害者福祉サービスを受けられるようにしている。
33	匝瑳市	○			ケースごとに対応している。
34	香取市			○	障害者総合支援法に基づく自立支援給付は、法第7条の規定に基づき、介護保険法の規定による保険給付が優先されます。運用にあたっては、丁寧な対応を行っています。
35	山武市			○	
36	いすみ市		○		
37	酒々井町			○	
38	栄町	○			利用者への説明と理解に努めるとともに、利用者本人の状況や介護サービスの提供状況を踏まえて対応することとしている。
39	神崎町	○			
40	多古町	○			
41	東庄町			○	
42	大網白里市			○	
43	九十九里町			○	障害特性により併用している
44	芝山町			○	国及び県の補助金事業のため、各制度に準拠
45	横芝光町			○	原則として介護保険制度が優先ですが、介護保険サービスにおいて従来受けていたサービスが受けられない場合など、個々の状況に応じ、ケアプランを考慮したうえで障害福祉サービスの継続利用を決定しています。
46	一宮町	○			受給者の状況に応じて対応する。
47	睦沢町	○			できる限り利用者の希望を尊重
48	長生村			○	国が定めているところであり、制度の推移を見守っている。
49	白子町			○	
50	長柄町	○			
51	長南町			○	
52	大多喜町	○			
53	御宿町		○		
54	鋸南町	○			
県合計		23	4	27	
%		42.6	7.4	50.0	

介護保険アンケート 1 2023年アンケートより②

No.	市町村名	14. 2018年度から実施している高齢障害福祉サービス等給付費制度についてどのように対象者に知らせ てるか。また、対象者数と給付者数について。	② 対象者数と軽減制度 の利用者数(2022年度)		15. 障害者は65歳以上になると、原則として介護保険サービスを優先的に使うことが求められるが、その際、障害者の ニーズに応じて、障害者と行政機関が対話・調整し、合意を経ることとなっていることについて、令和4年(2022年)度の状 況。			
			① 対象者にどのような方法で知らせているか		① 移行が必要と なった対象人数	② 介護保険へ 全移行の人数	③ 介護保険サービス 併用の人数	④ 障がいサービスのみ 継続している人数
			対象者数	利用者数				
1	千葉市	対象者に対し、当該制度について個別にチラシにて周知を行うとともに、市ホーム ページにて制度の周知を行っています。	179	7	不明	不明	不明	不明
2	銚子市	65歳到達前にケアマネ経由で説明するが多い	0	0	3	1	0	2
3	市川市	現在実施しておりません	0	0	25	14	5	6
4	船橋市	対象者宛てに年1回、勤奨通知を郵送	38	33	24	17	6	1
5	館山市	対象者がいる場合には個別に対応	0	0	把握していません	把握していません	把握していません	把握していません
6	木更津市	知らせていない	0	0	11	0	3	8
7	松戸市	ホームページへの掲載	7	6	31	15	4	12
8	野田市	2018年度から実施している新高額障害福祉サービス等給付費制度については、 対象者に対して、個別に勤奨通知を送付してお知らせしています。	7	7	9	0	0	9
9	茂原市	障害福祉課より案内文と共に申請書を送付しております。	8	8	15	2	2	11
10	成田市	対象者には文書で通知をしています。	1	1	3	0	14	12
11	佐倉市	文書にて通知	2	2	5	2	67	56
12	東金市				把握していません	把握していません	把握していません	把握していません
13	旭市	障害福祉部門と連携	5	3	4	0	0	3
14	習志野市	市として対象者を抽出した結果、対象者なしとなっています。	0	0	6	0	1	5
15	柏市	申請書兼請求書を送付	14	11	24	5	7	12
16	勝浦市		0	0	0	0	0	0
17	市原市	勤奨通知を年に1回送付し通知している。	26	22	17	4	2	11
18	流山市	対象者がいた場合には、障害者支援課より該当する旨の通知を送付します。	0	0	5	2	1	1
19	八千代市	支給要件に該当する方について、前年度の介護保険サービスの利用状況確認を 行い、制度案内及び申請書を送付しております。	4	3	9	2	0	7
20	我孫子市	対象者に郵送により通知	6	6	24	2	1	5
21	鴨川市	対象者に申請書を送付している	2	2	2	0	0	2
22	鎌ヶ谷市	直近対象者なし	0	0	随時対応しており把握していません			
23	君津市	障害・介護サービスの請求実績から対象者を障害福祉課で抽出し、勤奨通知を送 付しています。	3	3	8	0	1	7
24	富津市	介護及び障がい担当窓口にてパンフレットを配付。	17	0	5	0	2	3
25	浦安市	通知を発送している	1	1	7	3	0	4
26	四街道市	対象者に対して、申請書等を送付している。	1	1	7	3	1	3
27	袖ヶ浦市	郵送により通知	7	1	6	0	0	6
28	八街市	毎年10月頃に対象者を精査し、通知している。	1	1	2			2
29	印西市	障がい福祉課において、65歳に到達した方に、介護保険制度への移行の案内を 送付しており、その際併せて当該制度の案内チラシも送付しています。	8	0	0	0	0	32
30	白井市	市の障害福祉課から該当者の対して通知を送付します。通知は11月頃を予定し ています。	12	8	1	1	0	0
31	富里市	知らせていない	0	0	0	0	0	0
32	南房総市	65歳到達前に相談支援員経由で説明するが多い			1			1
33	匝瑳市							
34	香取市	年1回(2022年度1月) 1年分の対象者に郵送で通知	3	3	0	0	19	22
35	山武市	対象者に通知	2	2	10	2	2	6
36	いすみ市	対象者へ随時通知を送付している	0	0	0	0	0	0
37	酒々井町	対象者に郵送	1	1				
38	栄町	障害担当と介護担当で連携し対象者を把握	0	0	0	0	0	0
39	神崎町				0	0	0	2
40	多古町	障害担当と連携を回り、対象者がいた場合には個別に案内。	0	0	0	0	1	1
41	東庄町	個別に対応	0	0	0	0	5	8
42	大網白里市	高額障害福祉サービス給付費については、申請主義なので特に周知はしてい ない。	不明	1	不明	不明	不明	不明
43	九十九里町	障害サービスを利用されていた方で介護サービスへ移行する際に窓口で担当ケア マネへお知らせしています。	1	0	1	1	6	3
44	芝山町	対象者がいた場合、窓口で説明。					1	7
45	横芝光町	通知なし	0	0	2	0	4	16
46	一宮町	対象者なし。	0	0	0	0	2	2
47	睦沢町		0	0	0	0	0	0
48	長生村	対象者には、障がい者支援係から直接伝えている。	1	1	3	0	0	2
49	白子町	未実施	0	0	把握していません	把握していません	把握していません	把握していません
50	長柄町	パンフレット配布	4	4	1	0	4	1
51	長南町		0	0	0	0	0	0
52	大多喜町	障がい担当者との連携により対象者を確認。障がい担当者より対象者へ通知す る。	0	0	1	0	2	7
53	御宿町		0	0	3	0	0	3
54	鋸南町	口頭にて説明	1	1	1	1	0	0
合計			362	139				

Ⅱ、国に対し、要請していただきたい事項
【障害者福祉】1

2023年アンケート③

No.	市町村名	27. 障害者総合支援法の第7条(介護保険優先原則)を廃止し、「介護保険」「自立支援給付」のどちらかを障害者本人が選択できるようにすること。			コメント 87
		要請した 要請する	検討する	しない	
1	千葉市			○	介護保険優先原則には一定の合理性があると考えます。
2	銚子市			○	社会保障制度の原則である保険優先の考えの下、原則介護保険優先となります。ただし、障害福祉サービス固有のサービスと認められるものを利用する場合は、障害福祉サービスの利用が可能です。
3	市川市		○		現行規定の範囲内で個別の状況を踏まえ支給決定しています。
4	船橋市			○	国から、一律に介護保険を優先せず個々に判断するよう通知されていることから、法律改正を求める考えはございません。
5	館山市			○	国による制度の見直しにより対応したいと考えます。
6	木更津市			○	障害福祉サービス(自立支援給付)に相当する介護保険サービスにより、必要な支援を受けることが可能な場合には、社会保障制度の原則である介護保険サービス優先の考え方に則る。
7	松戸市			○	
8	野田市			○	他の法令による給付等との調整については、法令の趣旨を遵守し対応してまいります。
9	茂原市			○	法制度の改正があれば従います。
10	成田市			○	介護保険にはないサービスや介護保険の上限以上のサービスが必要とされる場合は、個別のニーズ等を勘案して、障害福祉サービスを継続利用できることとしています。国に対して要請を行うことは考えておりません。
11	佐倉市			○	
12	東金市			○	介護保険法の給付を優先とした上で、障がい者の状況に応じて、必要な障害福祉サービスを提供しています。
13	旭市			○	
14	習志野市			○	
15	柏市			○	原則として法に基づいて介護保険を優先する(介護保険にない同行援護、訓練系サービス、移動支援以外)こととしていますが、個々のケースの状況に応じて対応しています。
16	勝浦市			○	
17	市原市			○	原則として障害者総合支援法の規定に基づき、制度の運用を行ってまいります。
18	流山市			○	介護保険優先ではありますが、利用者の状況を見ながら対応しているため、要請する予定はありません。
19	八千代市			○	65歳到達により障害福祉サービスと同等の介護保険サービスを利用する場合には、介護保険が優先となりますが、一律に移行するのではなく、障害の特性を勘案し、障害福祉サービスを継続する場合もあります。現行において、障害のある方に対して必要なサービスを提供できる状況にあるため、介護保険サービス又は障害福祉サービスを選択できるようにすることについて、国に要望する予定はありません。また、障害者総合支援法において、高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用を促進する内容が含まれていることから、利用の希望があれば対応していきます。
20	我孫子市			○	原則介護保険給付を優先しますが、介護保険サービスにはない障害特有のサービスを利用する場合等には、障害福祉サービスを継続して利用することが可能であり、本市でも利用者の状況を十分調査の上で必要なサービスの利用につなげているため、国に対し要請する予定はありません。
21	鴨川市			○	サービス利用者の状況を個別にアセスメントし、介護保険サービスでは十分でない等の状況がある場合には、障害福祉サービスを利用できるようにしている。
22	鎌ヶ谷市			○	国の方針に従っています。
23	君津市			○	介護保険法の規定による保険給付が受けられない場合や介護保険サービスの支給量・内容では十分なサービスが受けられないと判断した場合には、自立支援給付を支給するなどの対応を行っています。
24	富津市			○	国の法令に準拠しているため。
25	浦安市			○	国の通知等を確認しながら行っています。
26	四街道市			○	国の今後の動向を注視します。
27	袖ヶ浦市			○	一律に介護保険サービスを優先せず、必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能かを判断しています。
28	八街市			○	介護保険の申請手続きをしていただき、非該当であれば、障害サービスの利用を可能としている。また、障害特有のサービスは継続利用を可能としている。
29	印西市			○	
30	白井市			○	平成30年度の税制改正で、介護保険移行者への負担軽減措置や通い入れた事業所の継続利用をしやすくなる施策が導入されています。
31	富里市			○	
32	南房総市			○	原則として介護保険郵政ではあるが、利用者の状況及び意向を個別に判断し対応しているため。
33	匝瑳市		○		国の動向を注視する。
34	香取市			○	障害者総合支援法に基づく自立支援給付は、法第7条の規定に基づき、介護保険法の規定による保険給付が優先されます。運用にあたっては、丁寧な対応を行っています。法第7条の廃止について、国の動向を注視したい。
35	山武市			○	
36	いすみ市			○	
37	酒々井町			○	
38	栄町			○	介護保険優先の原則は変更しない。
39	神崎町			○	
40	多古町			○	
41	東庄町			○	
42	大網白里市			○	
43	九十九里町			○	障害特性により併用している
44	芝山町			○	国及び県の判断による
45	横芝光町			○	保険料財源のある介護保険サービスが優先されるべきと考えます。対応はく1 障害福祉>No.28のとおり。また、平成30年度の制度改正で、65歳以上になっても使い慣れた事業所のサービスを利用できる「共生型サービス」が創設されました。
46	一宮町			○	受給者の状況に応じて対応する。
47	睦沢町			○	
48	長生村			○	国が定めているところであり、制度の推移を見守っている。
49	白子町			○	
50	長柄町		○		
51	長南町			○	
52	大多喜町			○	
53	御宿町			○	
54	鋸南町		○		
県合計		0	4	50	
%		0.0	7.4	92.6	

住民税非課税世帯の天海正克さんが65歳になった時、千葉市のほうから介護保険へ移るように言われました。しかし天海さんは、障害年金など10万円に満たない収入の中で、介護保険に移ると、これまで無料であった自己負担が1万5千円かかり生活が厳しいということで、介護保険の認定申請をせず、引き続き障害福祉サービスを希望しました。

すると千葉市からその申請を却下されまして、これまでの受けていた給付がすべて打ち切られてしまいました。日常生活に介護が不可欠な重度の障害者が、全ての介護サービスを打ち切られ、まるで砂漠の真ただ中に放り出されてしまったような仕打ちを受け、さらに生活を維持するため全額自己負担で介護を受けると月14万の利用料がかかってしまいました。これでは到底生活を続けていくことは不可能です。

天海さんはやむを得ず介護保険の認定申請をしたのですが、千葉市のこのような介護保険を強制的に押し付け、介護保険に移行しないならすべての支援を打ち切るとするのは、本来の自治体の市民の生存権保障に反すると裁判所に訴えました。これが天海訴訟です。

同様の問題として、岡山の浅田訴訟がありますが、浅田訴訟では原告が、地裁でも高裁でも勝訴しています。確かに65歳になると障害者総合支援法7条があって、介護保険が優先されることは原則になっていますが、障害者の生活状況や障害者自立支援法違憲訴訟における基本合意を踏まえて、岡山の浅田訴訟では、支援を打ち切ったことは違法であるという判断をくだしました。それに対して、千葉市の場合は、「国の障害者総合支援法7条に従っただけだ」というのです。

千葉地裁では負けましたが、東京高裁では逆転勝訴を勝ち取りました。東京高裁の判断では、「確かに法7条は国が定めている制度である。けれども合理的配慮は自治体等の義務になっており、合理的配慮の継続支給は可能である、さらに、制度的不均衡、境界層措置の障害者と非課税世帯の障害者の1割負担の不均衡問題もあるということで、高裁では千葉市の打ち切りを違法としているのです。それに対して、千葉市は、法7条に肅々としたがっただけだということで、最高裁判所に「上告受理申し立て」を行い受理されました。

障害者の65歳問題は、法7条だけで、運用されるだけではありません。厚労省が2007年、2015年に出した事務連絡などがあり、昨年5月にも新しい事務連絡も出されました。そこで求められているものは、介護保険の要介護認定を申請しない障害者に対しては、制度の趣旨を説明し、制度移行の勧奨を続けてくださいと書かれています。打ち切っていいとはどこにも書かれていません。厚生労働省との懇談でも、日本の社会保障の原則である申請主義に従えば、要介護認定にしない障害者に対しては、自治体としては、継続してしっかり説明をし、本人が納得したうえで、申請していただくように自治体をお願いをしているのですということでした。お願いですので、千葉市のように介護保険に移らなければ、サービスを打ち切るのをお願いではありません。千葉市が、国の指示に従うというのであれば、なぜこの厚労省の様々な事務連絡、通知に基づいた運用をしなかったのか、ここに大きな矛盾があると思います。

私たちは、今最高裁判所に「天海さんの人権保障を遵守した東京高裁の判決を尊重し、最高裁においても公正な判断をして下さい。」という署名を取り組んでいます。11月24日には、最高裁判所への要請行動を行い、7400筆の署名を届けてきました。現在、全国の皆さんから寄せられた署名は、総計10,126筆のとなりました。最高裁での勝利を勝ち取るまで頑張ります。これからもよろしくお願いします。ありがとうございました。瀬瀬建史

要請団体

代表： 天海 正克
千葉市花見川区幕張町5-417-222-109
TEL・FAX 043-308-6621

社会保障推进千葉県協議会

会長 鈴木 徳男
千葉市中央区長洲1-10-8自治体福祉センター
TEL 043-225-6790

新型コロナウイルス感染症の流行により、公的責任に基づく社会保障制度の拡充の重要性が改めて確認されました。ただし、国が日本の社会保障制度の基本とする社会保険方式は、保険料と利用料が払えなければ、必要な支援が受けられない仕組みです。そのため、国（厚生労働省）と障害者自立支援法違憲訴訟原告・弁護団の間で交わられた「基本合意」に見るように、経済的に余裕のない世帯に限り、保険料と利用料を免除することにより、幅広い世帯に救済と不安を抱えています。

また、介護保険制度と障害福祉制度では、それぞれの法の基本的理念が異なるため、サービスの種類や内容、利用負担のあり方が大きく異なります。この結果、介護保険への移行によって、障害福祉制を利用していた時のような生活を送れない実態があり、このことが障害者の不安をさらに深めています。

こうした理由もあり、岡山市の浅田達夫さんや千葉市の天海正克さんは、要介護申請を行いませんでした。これに対し、岡山市と千葉市は障害福祉サービスの更新申請を却下、サービスをすべて打ち切りました。両市は打ち切りの理由を障害者総合支援法7条に求めましたが、法7条はあくまでも、厚生労働省が2007年に発出した「適用関係通知」や2015年「適用関係に係る事務連絡」、および全国の自治体における運用の実態を踏まえれば、自治体による障害者施策を打ち切りは認められていません。自治体が二重給付の調整規定である法7条を曲解し、要介護認定申請をしない障害者へのサービスを打ち切ることとは、障害者の暮らしや命の保障に係る行政責任の放棄であり、障害者差別であると私たちは考えます。

浅田訴訟は広島高裁岡山支部で、天海訴訟は東京高裁で審判となり、司法においても自治体の運用が誤りであるとされました。こうした実態等を踏まえ、社会福祉制度の実施主体である市区町村において、法7条の誤った運用を防止し、障害者が安心して暮らせるようにお願いいたします。

要請項目

1. 介護保険を申請していない障害者の介護を打ち切り、毎日の生活を困難にするとともに、人権や尊厳を奪うことのないよう市町村に徹底してください。
2. 障害福祉サービスと介護保険サービスの同じサービスが二重に給付されることがないよう障害者総合支援法第7条は、他の法律が優先する規定を設けています。
つきましては現に障害福祉サービスを受けている者の二重給付の防止は、厚生労働省の通知等でも示されているように介護保険等のサービスの利用申請があった後に適切に行うよう市町村に助言してください。
3. 「申請主義」は、サービス受給の意思を本人に委ねることを原則としているので、障害者に介護保険法によるサービス利用に必要な要介護認定の申請を勧めることはあっても強制してはならないことです。また、厚生労働省の通知等でも示されているように介護保険法によるサービス利用に必要な要介護認定の申請をしないことを理由とする障害福祉サービスの打ち切り（更新却下）は行わないことを徹底し、申請の強制や更新却下の防止が可能となるよう市町村を支援してください。
4. 介護保険に移行した一部の障害者にしが障害福祉サービスの乗せを認めない、独自ルールを設けている自治体はこれを撤廃し、2007年通知等で厚生労働省が示す基準に基づく運用が可能となるよう市町村を支援してください。
5. 介護保険優先は二重給付の調整であり、上記1.の取り扱いをホームページや障害者のしおりなどに記述してください。

[illegible]

埼玉の くらしと 社会保障

2024年5月1日発行 第337号

(毎月1回発行)

発行 埼玉県社会保障推進協議会

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-1 2-8 自治労連会館1階

TEL 048-865-0473 FAX 048-865-0483

ホームページは「埼玉社保協」で検索ください

利根地域で社保協活動交流会開催 ～23人が参加して意見交換～

3月30日(土)午後1時30分から、鷺宮西コミュニティセンターにおいて、「利根地域社保協活動交流会」が開催されました。今年度の新しい方針となった企画です。3月16日の秩父・北部地域に続いて第2弾です。参加者は、県社保協の会長、事務局長、事務局次長の3人を入れて全体23人でした。

はじめに、柴田会長から若干の情勢と3つの問題提起がありました。①地域社保協活動交流会の意義について、浦和に集まっての会議は運動を確認するうえで大事ですが、それぞれの地域の独自の課題があり、地域の要求をつくっていくことも大事、それぞれの地域で社会保障に感心をもって、新しい地域社保協ができると良いと思っています。②消費税が1989年にでき、2009年には、民主党政権が税と社会保障の一体改革を打ち出し、消費税は社会保障に使うようになったが、ガソリン税のような目的税にはなっていない。法人税が減って、企業の内部留保が254兆円から500兆円に増えた。法人税を元に戻すことが大事。③国税の統一の問題について、憲法で保障されている基本的人権、25条の第2項の社会保障、社会福祉の向上から見て、軍事費を43兆円に増やすのではなく、埼玉は、全国で一番医療機関が少ない中で、どこでも同じ医療サービスが受けられない、急いで保険税の統一をやるのは違う。この3つのことを、同じ地域で顔の見える関係をつくり社会保障拡充の運動をつくってほしい。

次に、段事務局長から「社会保障情勢と第3期国保運営方針のねらい」についてミニ学習会を行ない。政府が行なおうとしている「異次元の少子化対策とは」「全世代型社会保障制度の構築を目指す改革とは」の説明と日本がめざす社会保障方向性について、どのような世帯であっても子ども・子育てに心配することなく未来に展望を持てるジェンダー平等社会を目指すべきと説明がありました。

そのあと、質疑応答、各地域社保協からの意見交流を行ないました。国保問題、マイナ保険証運用面の問題点、障害者福祉の拡充、高齢者の医療について活発な意見が出されました。久喜からは埼玉土建の組合員さんが多く参加され「現行の保険証の廃止は困る」、「寝たきりの方、高齢者施設入所者の方、認知症の方のマイナ保険証作成

にあたっては現場の混乱をきたす」などなど意見が出されました。

白岡社保協からは、6月に「防災について地域福祉支援計画」について出前講座の講師を市に依頼している。また、久喜市でも支援計画の策定にむけて、市民にアンケートを取っていて、社会保障は国の制度、子育ては福祉ですと共助やボラティアを強調している。

またキャラバン懇談時には、障害者、保育、学童などの専門的な分野については、現場労働者の参加を確保することが大切と提案され、白岡では「光の里」という障害者施設からキャラバンに参加をしてもらっているという助言もありました。

最後に、加須社保協の酒巻さんがまとめを行ない、マイナ保険証は、国民にとってメリットはない。権力側が国民の情報を収集し、大企業の儲けの種にしようとしている。裏金問題では、雑所得になり申告しないことは脱税になり、用途についても誰一人説明していない。その一方で社会保障をずたずたにし、防衛費を増やしている。社会保障と防衛費は相反する、戦争する国づくりの瀬戸際まできているのでこれからの運動が大事になるので共に頑張りましょう。

(埼玉社保協 事務局長 段 和志)

いのちと暮らしを守る「なんでも相談会」

浦和で初開催、物価高で生活困窮



4月27日(土)に浦和コミュニティセンター9階「第15会議室」と10階「13集会室」で行われました。「なんでも相談会」を浦和で実施するのは初めてということもあり、田島団地、川口の芝園団地などにチラシを5000枚近く配布し、4月25日、26日には、南浦和駅、浦和駅で夕方の6時から8時までポケットティッシュを2500枚近く配布しました。

当日は、朝10時からの受付にあわせて、8時30分から、約60人スタッフで打ち合わせを行い、アウトリーチ(宣伝行動)、お米2キロ、野菜などの食料配布の小分け、会場の設営とスタッフ全員で協力をして行いました。最終的には全体のスタッフは96人でした。

午前中は、30人超える方が相談に見え、夜6時までの最後の駆け込みできた人を含めて68人の方が相談にきました。全体的に相談内容が複雑化して、生活相談から労働相談と複合する方も多かったのも特徴として出されていました。労働相談では、対面で8件「現場での労災事故にあったので、労災申請をどうすればよいのか」「組合に入りたい」「物価高騰で今の生活が大変」。

生活相談の特徴は、「心の悩み、整形外科的な悩み、障害年金の相談、生保保護・制度について」の相談があり、普段メンタルヘルスの仕事をしている相談員からは、「心の悩みを持っている人は、自分が「なに」で悩んでいるのがわからない人が多く、顕在化していない、潜在化した悩みを引き出すことが大事なので、次回からは、チラシの相談項目に『心の悩み相談』を入れてほしい。健康相談では対面7件、電話4件でした。

食料は、200食用意し、76食配ることができました。大学生を中心に若者たちでアウトリーチ(宣伝行動)を浦和駅東口、西口、駅周辺の地域の公園、商店街で一人ひとりに声をかけ参加を促してきた地道な活動をしてきた報告もありました。

相談に来た方のアンケートの集約では、今困っていることについては、①物価が上がって27人、②心配があって眠れない16人、③生活が不安でいきていることがつらい16人、④家賃や公共料金の支払いがむずかしい12人、⑤水道や電気を止められた3人、

希望する相談では、①生活23人、②法律21人、③食料21人、④健康が12人、⑤労働10人、⑥外国人5人

次回は、7月27日(土)朝10時～18時 大宮のソニックシティで行います。大勢のスタッフを募集しています。(埼玉社保協 事務局長 段 和志)

地域から政治変革を 軍事費の拡大よりも社会保障の拡充を

見沼区社保協「社会保障学習会」

見沼区社保協は、4月13日、見沼グリーンセンターの多目的ホールで「社会保障学習会」を開きました。講師は埼玉県社保協段事務局長、タイトルは「軍事費の拡大よりも社会保障の拡充を」で、詳しくわかりやすい講演となりました。15人参加しました。参加者からは「いい話を聞いた」、「いい学習会でした」と感想が寄せられました。講演の概略を紹介します。

自民党の裏金問題の項では、裏金づくりは議会制民主主義に反する。真相究明をしない幕引きは許さない。自民党政治丸ごとの歪みを明らかにしよう。**大軍拡のスト**

UPの項では、「国家防衛戦略」を推進する「有識者会議のメンバー」に読売社長、日経顧問、元朝日主筆が参加、政府方針にお墨付き与え。メディアの役割の政府監視を放棄。「経済秘密保護法案」際限のない対象拡大、国民の目・口・耳をふさぐ動き。**戦争する財源づくりで社会保障の解体**の項では、「全世代型社会保障」で医療・介護制度の改悪を狙う。国保は「法定外繰入解消」で保険料値上げと地方交付税を削減し国の負担を縮小し軍事費へ。「異次元の少子化対策」の財源は医療保険料に上乗せ・徴収であり、医療・介護の負担増による徹底した国庫負担削減。社会保障と軍拡は相いれない。**世界の流れから取り残される日本**の項では、世界の流れは、ジェンダー平等。日本の女性国会議員の割合は10.3%で186カ国中165位。夫婦別姓は日本だけ、家父長制にしがみついた自民党。**国民が主人公の政治に転換**の項目では、市町村が変わった所沢市、要求を掲げて政治を転換する市民運動が活発に。**まとめ**として、地域から政治を変革しよう。社保協運動が多くの団体・個人と連帯して社会保障を守り、拡充する運動の歴史をつくってきた。次の世代継承へと運動の推進を。

(見沼区社保協ニュースNo.142より)

埼玉革新懇 2024 年度総会

地域や団体の一つひとつの取り組みが 国政革新の力をつくっている



4月20日(土)、埼玉革新懇の2024年度総会が行われました。はじめに、高田代表世話人から、主催からのあいさつが

あり、岸田首相は、先日はアメリカに行き、日本が米軍の指揮に入る体制のために憲法9条を変える約束をしてきている。このままでは、日本が戦争する国になってしまう危機感を感じています。国会では、農業の基本法の改正、共同親権についての民法の改正案、子ども支援法、どんどん悪法が衆院を通過し、参院で論戦が始まっています。そして、今、円安で日本の経済は、外国観光客が多く観光頼みでよいのかという思いがあります。日本が日本国憲



法を活かして、平和で豊かな日本にするために革新懇運動が求められている、地域でも様々革新懇運動が行われています。総会で大いに交流をして豊かな総会にしていきたいと思います。賛田事務局長から経過報告と方針提案を受けて、討論に入りました。討論は、14の地域革新懇、団体、個人から発言がありました。草加革新懇・埼玉文化研究所からは、県立伊奈学園中学の教科書採択の改善を求める署名活動の取り組み3月2650団体2945筆を提出し、一石を投じられた。今年は、中学生が使う教科書採択の年、教科書がどのように変わっているか研究会に足を運んでほしい。すでに5つの自治体で学習会を予定している。草加革新懇のとりくみでは、オール15区を新しく結成してリレートーク第2弾をおこなう。さいたま市緑区革新懇からは、原山市民プールの廃止の中止を求める署名を短期間で8000筆集めた経験と市長選に向けてまだまだ頑張り決意。農民連からは、農業基本法の改正案では、100万人の農業者が30万人になる。農産物、エネルギー自給率も10%になる危険性。春日部革新懇からは、毎週金曜日の宣伝行動の取り組みでやり続けることが市民へ共感を呼びこむ。年金者組合からは、暴力の悪循環を止める、6歳で戦争を体験し、空襲の恐ろしさが身に染みている。ASEANのような対話による外交の大切さが大事。久喜革新懇からは、公共施設の統廃合は総務省が計画的にすすめており、どこの自治体でも同じことがおきる危険性。埼玉原水協からは、東京大空襲は80年になり、7歳の時に体験した方の話を聞いた。第五福竜丸被爆70年、共通しているのが体験している人がいなくなってしまうこと。来年は被爆、終戦80年の年、体験をどう引き継いでいくかが課題。さいたま市革新懇からは、大型開発をすすめるなかで、保育所の半減、野外プールの廃止をすすめる市政に対し、3回の市政学習会を行ってきた。南区革新懇からは、小中学校の統廃合、大規模化。医療生協さいたまからは、署名活動と訪問介護を祖父が利用する中でお孫さんが人権を守ることの大切さ、健康づくりとあわせて、フードパントリーを14カ所1500食の配布の取り組み。平和学習の取り組みの報告。共産党からは、今年行われるであろう総選挙について、比例で共産党が伸びることが野党共闘につながる。新座革新懇は、この4年間で7回市政懇談会をおこなった取り組みと経験と7月の市長選に向けて候補者を作り出す取り組み。新婦人の会からは、ロシアのウクライナ侵略をやめろの抗議行動を120回行っている。給食費無償化、公民館なくすな。高校生のタブレット購入補助、難聴者への補聴器助成、西武鉄道の6つの駅の無人化をやめろ、防災にかかわり、避難所がどこか、生理用品の備蓄など幅広い取り組みを強化している。社保協からは、国保税の統一をすすめる中で、医療費や病院削減を行ない、軍事費に廻そうとしている。

次期、役員体制の提案と確認。

さいごに閉会のあいさつで原富さんからは、昨年の6月の閣議決定された内閣府の防衛白書では、災害対策、被災者支援対策は、国は、公は十分なことはできないので、自助、共助でやってほしい。そして、市町村合併や職員の減少があり十分な対策ができない。と書いてある。誰が合併し、だれが職員を減らしてきたのか言いたくなる。90年後

半から、新自由主義的な改革が制度上も展開される中で自助・共助論が大転換されてきた。社会保障がずたずたにされたこの数十年になる。災害対策までも自助共助なのかと、これが進行していくと、戦争が起きても自分の命は自分で守れとなるのではないかと。というような非常に怖い気分になる防災白書。今日の報告の中で、地域や団体の活動は大きな意味をもっている。一つひとつの取り組みが国政革新の力をつくって運動ということを感じた。辞書から「自助」ということがなくなるように頑張りましょう。

(埼玉社保協 事務局長 段 和志)

第52回障埼連総会 コロナ前の活動に戻す、総会にしていこう



4月29日(月・祝)午後1時30分より、第52回障埼連総会が埼玉県障害者交流センターで行われました。開会のあいさつでは、コロナ禍が落ち着き、普段の活動に戻ってきたが、中々コロナ前のように単純に組み立ててももとのように戻らない、一からつくっていくことで、以前のような活動にもどるようにしたい。そのための総会にしていきたいと國松副会長からありました。

来賓から県の障害者推進課の茂木課長が、3月に第7期障害者支援計画を策定した。改正障害者差別対処法では、民間事業者の合理的配慮が義務化され、障害のある方の外出機会、社会参加の促進の上で大きな改定だった。県として、民間事業者への周知啓発をしっかりとやっていく。JR、大手私鉄で精神障害者の割引制度導入する発表があり、県からも要請をしてきた。一歩前進した。市町村や民間連携して障害者政策を前進させていくとあいさつがありました。

日本共産党の伊藤県議からは、この一年間、福祉施設のみなさんと話を聞いてきた。まだまだ、声を聞いていないところもあるので引き続き3人の県議団で皆さんとともに学習し運動をすすめていく。精神障害者の無料医療制度の2級についても実現をしていくために超党派で取り組んでいる。人間が生きていくためには平和であること、軍事費に税金を使うのであれば、私たちの生活と暮らしに生かすことをモットーに引き続き、みなさんと一緒に頑張っていきます。

全障研埼玉支部 細野さんからは、障埼連と同じ年に結成したこと、障害のある人の権利を守り発達を保障する運動、要求で一致して実現させる障全協、学びや研究

運動を障害のある方の家族、支援をする立場を超えて研究会として歩んできた。1972年の畑県政を実現する中で障連の誕生させることに川口と浦和に養護学校をつくる運動などを一緒にすすめてきた。

きょうされん埼玉支部の古澤さんから、今年の第46回きょうされん全国大会の大成功のお礼、今年は、平和と人権について問われる年、日本は日本国憲法を持っている平和国家ですが、今の流れをみると戦争へまっしぐらにいつている。軍事費が大幅になって、福祉予算が大幅に削られている。もう一つは、人権の問題です。旧優生保護法について、5月に最高裁の大法廷で審議が行われる、7月か8月に判決がでる。この旧優生保護法をつくったのは立法府国会、そして、この法律を推進したのは政府、速やかに謝らせるために人権問題を解決していく年になる。福祉予算の削減で、障害者小規模事業所解散、きょうされんの退会があり、今年は、障害者福祉サービスの報酬改定もあり、加算方式で小さい事業者は益々厳しくなる。6月、7月に調査していく。埼玉選出の国会議員にも要請してきた。

学童保育連絡協議会の森川さんから、72年に革新県政の誕生の力を借りて、学童も誕生した。3月で障害児学童保育が埼玉県からなくなった。この制度は1988年36年前に本庄市にしかなかった。先ほど紹介のあった、橋本澄三さんが立ち上げた。この事業は、普遍性のある事業だとして県庁たいして陳情署名を障連と一緒に、1988年に全国に先駆けて誕生し、全国的に広がり、全国的制度にひろがった。

社保協からは、2024年の自治体要請キャラバンの成功に向けての協力と岸田政権の戦争する国づくりによる軍事費の拡大ではなく社会保障の拡充のたたかい、「憲法が生きる県政の実現」「平和で人権が守られる社会」を目指し共に奮闘していくことをよびかけました。

その後、障全協の事務局長から情勢報告の講演があり、まとめで、平和を守る運動、社会保障権利としていくためには、今の自民党政治を変えること。

若山事務局長から、活動報告、決算報告を一つひとつの運動の大切さを丁寧に報告しました。会計監査報告、新年度方針、予算案が報告され、新役員の提案がされました。

春の国保改善運動交流集会

※オンラインと併用(受付13時～)

日時 6月1日(土) 13時30分～16時30分

場所：日本医療労働会館(台東区入谷1-9-5)

地下鉄日比谷線「入谷駅」徒歩 5分

特別報告

2023年「手遅れ死亡事例調査」結果報告

国保改善大運動の提起、各地での国保改善の取り組み報告・交流を行います。

主催：中央社会保障推進協議会

第31回埼玉社会保障学校

日時 9月8日(日) 13時～16時30分

会場 さいたま共済会館 601、602

参加費/3000円・ZOOM参加は2000円

第1講座 13:15～

・世界から見た日本の社会保障について

講師 平野方紹氏

(埼玉自治体問題研究所 理事長)

第2講座 15:10～

・地域医療構想とは? 地域から病院が消える

「住民置き去りの統廃合計画」

講師 寺尾正之氏

(公益財団法人日本医療総合研究所研究・研

修委員)

◇詳細はお申込用紙をご覧ください◇

第51回中央社保学校 from 大阪

日時:2024年8月31日(土) 13時開会～

9月1日(日) 15時半閉

会場:大阪民医連(定員100名)/オンライン併用

【スケジュール案】

■2024年8月31日(土)

13:30～第1講座「震災復興と自治体問題」

講師 田中正人先生 追手門学院大学教授

16:00～指定報告:石川社保協・自治労連から

■2024年9月1日(日)

9:00～第2講座「政治と社会保障」

コーディネーター 山本全日本民医連事務局長

・富田宏治先生 関西学院大学副学長・教授

・桜田照雄先生 阪南大学・教授

・本橋利恵先生 大阪大学・教授

13:00～第3講座「若い人たちとともに

考える社会保障の未来」

コーディネーター 長友薫輝先生 佛教大学准教授

登壇者 4名程度(近畿ブロック中心に20代の若者たち)

参加費 一日1,000円 ※2日で2,000円

※参加申し込みはゴールデンウィーク明けから

主催:中央社保協